

中小企業向け

社会保険労務士が  
お答えします。

# “労務に関する” 無料メール相談

11月

お気軽にご相談ください。🌿

7

(火)

14

(火)

21

(火)

28

(火)

## 相談事例

- 雇用保険や社会保険に加入させる基準がわからない。
- 従業員が業務中にけがをした。又は、うつ病で休業している。
- 配偶者や子どもを社会保険の扶養に入れたい。
- パートにも有給休暇が必要？
- 年金について知りたい。
- 従業員から育児休業を取りたいと言われた。
- 従業員の労務管理の仕方がわからない。
- 助成金の申請を考えている。

※ ご相談いただいたメールの回答は1週間以内にお送りします。

※ 相談の内容により、お電話で詳細をお聞きすることがありますので、事業所名、担当者名、電話番号、電話対応可能な時間帯をご連絡ください。

メール相談先 E メールアドレス

**inaba@inaba-srj.com**

特定社会保険労務士 稲葉 建